

身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人

八起社

社会福祉法人 八起社 身体拘束廃止に関する指針

1 基本的な考え方

特別養護老人ホーム、養護老人ホームにおいて、身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的障害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

(介護保険法第87条1項、同厚生省令第39号指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第11条指定介護老人福祉施設サービスの取扱方針)

(介護保険法第73条第1項、同厚生省令第37号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第183条特定施設入所者生活介護の取扱方針)

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命或いは身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。

(2) 養護老人ホーム身体拘束禁止の規定

(老人福祉法第17条第1項、同厚生省令第19号養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第16条処遇の方針)

入所者の処遇に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(3) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかし、以下の3つの要素すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ア 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命或いは身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- イ 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ウ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2 身体拘束廃止に向けての具体的な方針

(1) 身体拘束の原則禁止

原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命或いは身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身

体拘束を行う場合は、身体拘束廃止推進委員会を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に解除すべく努力する。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ア 利用者主体の行動、尊厳のある生活に努める。
- イ 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ウ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- エ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行わない。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止推進委員会において検討する。
- オ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

3 身体拘束廃止に向けた体制

< 身体拘束廃止推進委員会の設置 >

誠和荘、東和荘及び寿荘内に身体拘束廃止の為の身体拘束廃止推進委員会を設置する。

(東和荘にあっては特定施設を含む)

ア 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善について検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職場全体への指導

イ 身体拘束廃止推進委員会の構成員

< 誠和荘・東和荘 > 総括荘長 荘長 福祉部長 副部長 統括主任 看護職員
生活相談員 関係職員

< 寿荘 > 荘長 副部長 主任支援員 看護職員 生活相談員 関係職員

ウ 身体拘束廃止推進委員会の開催

月1回開催を基本とし、必要時は随時開催する。

但し、身体拘束を実施していない場合は、3月に1回の開催とする。

4 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命及び身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止推進委員会が中心となって拘束による利用者の心身の損害や拘束しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性、一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法（別紙：様式1）を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者、家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

身体拘束に関するその様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録（別紙：様式2）する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。

その記録は5年間保存する。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者、家族に報告する。

5 身体拘束廃止、改善のための職員研修・教育

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、研修・教育を行う。

(1) 定期的な研修・教育(年2回)の実施

(2) 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

(3) その他必要な研修・教育の実施

6 指針の公表

この指針は、利用者の求めに応じて、いつでも施設内にて閲覧できるようにするとともにホームページにて公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにする。

7 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

- 1 この指針は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 「誠和荘身体拘束廃止に関する指針・身体拘束ゼロへの手引き」、「東和荘身体拘束
その他行動制限廃止マニュアル」及び「寿荘身体拘束廃止に関する指針」は廃止する。

附 則

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和元年9月1日から施行する。

<参考>

介護保険指定基準において身体拘束禁止となる具体的な行為

- 1 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3 自分で降りられないようにベッド柵(サイドレール)で囲む。
- 4 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- 5 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 7 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 8 脱衣やおむつはずしを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- 9 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 10 行為を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- 11 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。